



愛媛県報

平成17年3月25日金曜日 第1644号外2

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇

| | |
|---|----|
| 職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則..... | 1 |
| 審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則..... | 1 |
| 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... | 2 |
| 消費者訴訟の援助に関する規則の一部を改正する規則..... | 2 |
| 愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則..... | 6 |
| 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... | 6 |
| 愛媛県母子及び寡婦福祉資金法施行細則の一部を改正する規則..... | 18 |
| 愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則（2件）..... | 18 |
| 愛媛県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則..... | 19 |

告 示

| | |
|--|----|
| 化製場等に関する法律に基づく地域の指定の一部改正（2件）... | 22 |
| 愛媛県林業改良指導員資格試験審査委員会規程の廃止..... | 22 |
| 漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃止の一部改正..... | 22 |
| 加入区の設定（特定養殖共済）の一部改正（2件）..... | 22 |
| 加入区の設定（漁獲共済）の一部改正..... | 22 |

公安委員会規則

| | |
|-------------------------------|----|
| 愛媛県警察組織規則..... | 23 |
| 愛媛県警察国有物品管理規則等の一部を改正する規則..... | 30 |

公安委員会告示

| | |
|--|----|
| 愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例第14条第1項の規定に基づく暴走行為助長禁止重点区域の指定の一部改正..... | 33 |
|--|----|

公安委員会訓令

| | |
|-------------------------------|----|
| 愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令..... | 33 |
|-------------------------------|----|

規 則

○愛媛県規則第14号

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

職員の旅費支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費支給等に関する規則（昭和28年愛媛県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「又は外国への旅行に伴う支度のため」及び「又は支度料」を削る。

第7条第1項第3号中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改め、同条第3項中「各市町村内」を「各市町内」に改める。

| |
|-----|
| 支度料 |
| 円 |

別表第2（第1号様式の1）中

| |
|---|
| |
| |
| |
| 円 |
| 円 |
| 円 |

を削り、同表

（第1号様式の1）別紙中支度料の欄を削り、同表（第4号様式）中「支度料」を「死亡手当」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員の旅費支給等に関する規則第4条第2号及び別表第2（第1号様式の1）の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現にある改正前の職員の旅費支給等に関する規則別表第2（第1号様式の1）及び同表（第4号様式）の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第15号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「愛媛県公文書公開審査会委員 愛媛県個人情報保護審議会委員」を「愛媛県情報公開・個人情報保護審査会委員」に、「愛媛県消費者保護審議会委員」を「愛媛県消費生活審議会委員」に、「愛媛県石油コンビナート等防災本部専門員」を「愛媛県石油コンビナート等防災本部専門員」に改め、「改良普及員資格試験委員会委員 会幹事 会専門委員」を「愛媛県森林審議会

」を削り、「愛媛県森林審議会委員」を
愛媛県森林環境保
委員
全基金運営委員会委員」
に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定中愛媛県国民保護協議会委員、愛媛県国民保護協議会幹事及び愛媛県国民保護協議会専門委員に係る部分は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第16号

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年愛媛県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表1の項左欄中「別表3の項第2号」を「別表3の項第16号」に改め、同項右欄第2号から第5号までを削り、同項同欄第1号の4中「第23条の7第5項」を「第26条第5項」に改め、同号を同項同欄第5号とし、同項同欄第1号の3中「第23条の4第7項」を「第23条の6第7項」に改め、「親族近親希望者」の下に「、短期里親希望者」を加え、同号を同項同欄第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 規則第23条の6第8項の規定に基づく職業指導里親認定希望者が適当であるかどうかの調査に関する事務

別表1の項右欄第1号の2中「第23条の4第5項」を「第23条の6第5項」に改め、同号を同項同欄第2号とし、同表11の項左欄中「別表40の項第18号」を「別表40の項第64号」に改め、同項右欄を次のように改める。

薬事法施行細則（昭和36年愛媛県規則第44号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 規則第7条第1項の規定に基づく管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証の交付に関する事務
- (2) 規則第8条第1項の規定に基づく管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証の書換え交付に関する事務
- (3) 規則第9条第1項の規定に基づく管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証の再交付に関する事務
- (4) 規則第9条第3項の規定に基づく管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証の返納の受理に関する事務

別表14の項右欄第7号中「償還免除」の下に「（愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例（平成17年愛媛県条例第28号）第1条の規定による特例児童扶養資金貸付金の償還免除を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表11の項の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第17号

消費者訴訟の援助に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

消費者訴訟の援助に関する規則の一部を改正する規則

消費者訴訟の援助に関する規則（昭和50年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛媛県消費生活条例施行規則

第1条中「愛媛県消費者保護条例」を「愛媛県消費生活条例」に、「第16条、第17条及び第23条の規定に基づき、条例第16条に規定する訴訟（以下「消費者訴訟」という。）の援助」を「の施行」に改める。

第18条中「消費者訴訟の援助」を「条例の施行」に、「別に」を「知事が」に改め、同条を第26条とする。

第17条を第21条とし、同条の次に次の4条を加える。

（身分証明書）

第22条 条例第31条第2項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第6号）とする。

（補償請求書）

第23条 条例第31条第3項の補償を請求しようとする者は、損失補償請求書（様式第7号）に補償請求額を算出する基礎となつた資料を添えて知事に提出しなければならない。

（公表）

第24条 知事は、条例第32条の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該事業者等にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 第3条第1項の規定は、条例第32条の規定による公表について準用する。

（申出の方法等）

第25条 条例第33条第1項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を知事に提出して行わなければならない。

- (1) 申出人の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 申出の趣旨及び求める措置の内容
- (3) その他参考となる事項

2 知事は、前項の規定による申出書の提出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を申出人に通知するものとする。

3 条例第33条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申出の趣旨及び求める措置の内容
- (2) 申出に係る事項についての調査の結果の概要
- (3) 申出に対する措置の内容

4 第3条第1項の規定は、条例第33条第3項の規定による周知について準用する。

第16条を第20条とし、第15条を第19条とする。

第14条第1項中「第17条第3項」を「第27条第3項」に改め、同条を第18条とする。

第13条第2項中「第17条第2項」を「第27条第2項」に改

め、同条を第17条とする。

第12条を第16条とする。

第11条第1項中「第5条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第2項中「第5条第2項及び第6条」を「第9条第2項及び第10条」に改め、同条を第15条とする。

第10条を第14条とし、第9条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条中「第16条第2項」を「第26条第2項」に改め、「の各号」を削り、同条を第11条とする。

第6条中「第16条第1項」を「第26条第1項」に、「次条及び第8条において」を「以下」に改め、同条を第10条とする。

第5条を第9条とする。

第4条中「の各号」を削り、同条を第8条とする。

第3条中「第16条第1項第2号」を「第26条第1項第2号」に改め、同条を第7条とする。

第2条を第6条とし、第1条の次に次の4条を加える。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(重大な危害を及ぼす商品又は役務の消費者への周知)

第3条 条例第15条第2項の規定による周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 愛媛県報への掲載
- (2) 愛媛県が発行する広報紙への掲載
- (3) 愛媛県庁舎の掲示場への掲示
- (4) 関係市町の協力を得て、関係市町の掲示場に掲示すること。
- (5) 関係市町の協力を得て、関係市町の公報又は広報紙に掲載すること。
- (6) インターネットによる公開
- (7) その他知事が適当と認める方法

2 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 商品又は役務の名称及び内容
 - (2) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (事業者に対する通知)

第4条 知事は、条例第15条第2項の規定による周知を行ったときは、事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(消費者苦情の処理等の周知)

第5条 第3条第1項の規定は、条例第24条第5項の規定による周知について準用する。

様式第1号中「第6条」を「第10条」に改める。

様式第2号中「第9条」を「第13条」に改める。

様式第3号中「第10条」を「第14条」に、「愛媛県消費者保護条例及び消費者訴訟の援助に関する規則」を「愛媛県消費生活条例(昭和50年愛媛県条例第11号)及び愛媛県消費生活条例施行規則(昭和50年愛媛県規則第39号)」に改める。

様式第4号中「第13条」を「第17条」に改める。

様式第5号中「第14条」を「第18条」に改める。

様式第5号の次に次の2様式を加える。

様式第 6 号 (第22条関係) 身分証明書

(表)

| | | |
|---|-------------------|-----|
| 身 分 証 明 書 | | 第 号 |
| <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-bottom: 5px;">写 真</div> <div style="margin-top: 5px;">ちよう付</div> </div> | 所 属 職 名 氏 名 | |
| <p>上記の者は、愛媛県消費生活条例（昭和50年愛媛県条例第11号）第31条第 1 項の規定による立入調査等に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 印</p> | | |

(裏)

愛媛県消費生活条例（抜粋）

（立入調査等）

第31条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、報告を求め、その職員に、事業者等の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させ、又は必要最小限度の数量の商品若しくは当該事業者が役務を提供するために使用する物若しくは当該役務に関する資料（以下「商品等」という。）の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 省略

4 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（公表）

第32条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、事業者等の氏名又は名称、住所及びその該当する内容を公表することができる。

(1)・(2) 省略

(3) 前条第 1 項の規定による報告若しくは商品等の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは商品等の提出をし、同項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

様式第7号（第23条関係）損失補償請求書

損失補償請求書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

請求者

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）^{ふりがな}㊟

| | | |
|---|-----------------|-------|
| 1 | 補償請求額 | ¥ |
| 2 | 補償請求事由 | |
| | (1) 提出した商品等の品名等 | |
| | (2) 提出した商品等の数量 | |
| | (3) 提出年月日 | 年 月 日 |
| | (4) 提出先 | |

注 補償請求額を算出する基礎となつた資料を添付すること。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に次の4条を加える改正規定（第3条に係る部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。

○愛媛県規則第18号

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第52条の表中「又は同法第19条第3項」を「、同法第19条第3項」に、「を含む。」の規定を「を含む。）又は都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第51条第2項の規定」に、「同法第85条の2」を「都市計画法第85条の2又は都市再生特別措置法第63条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第19号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第15号を削り、同項第14号中「第23条の4第5項」を「第23条の6第7項及び第8項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号中「第23条の3第2項」を「第23条の4第2項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (13) 里親認定等省令第7条第2項（里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による調査に関すること（第23条の5第2項の規定により里親認定等省令第6条第2項（里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。第23条の3第1項を除き、以下同じ。）の規定による申請が児童相談所長を経由する場合に限る。）

第1条第2項第12号中「施行規則」を「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）」に改め、同項第15号中「第23条の3第2項」を「第23条の4第2項」に改め、同項第17号を削り、同項第16号中「第23条の4第5項」を「第23条の6第7項及び第8項」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 里親認定等省令第7条第2項の規定による調査に関すること（第23条の5第2項の規定により里親認定等省令

第6条第2項の規定による申請が地方局長を経由する場合に限る。）。)

第1条第3項中「第1項第13号及び前項第9号」を「第1項第12号及び前項第15号」に、「第23条の3第4項」を「第23条の4第5項」に、「第1項第15号及び前項第10号」を「第1項第13号及び前項第16号」に、「第23条の4第5項」を「第23条の5第5項」に、「第23条の4第1項の」を「里親認定等省令第6条第2項に規定する」に、「第1項第16号及び前項第11号」を「第1項第15号及び前項第17号」に、「第24条第2項」を「第23条の6第7項及び第8項」に、「申出書」を「申請書」に改める。

第20条中「第25条の2第2号」を「第25条の8第2号」に改める。

第23条の2第1項中「親族里親許可申請書」を「親族里親（職業指導里親）許可申請書」に改め、同条第3項中「親族里親許可（不許可）書」を「親族里親（職業指導里親）許可（不許可）書」に改める。

第24条、第25条、第27条及び第28条を削る。

第26条の見出しを「（里親への準用規定）」に改め、同条中「又は保護受託者」を削り、同条を第27条とする。

第23条の7第1項中「様式第23号の8」を「様式第28号」に改め、同条第5項中「様式第23号の9」を「様式第29号」に改め、同条を第26条とする。

第23条の6の見出しを「（里親認定の取消し等）」に改め、同条第1項中「第8条第5号」を「第8条第1項第5号」に、「第11条第3号」を「第11条第1項第3号」に、「様式第23号の7」を「様式第26号」に改め、同条第2項中「第8条第5号及び第11条第3号」を「第8条第1項第5号及び第11条第1項第3号」に改め、同条を第24条とし、同条の次に次の1条を加える。

（職業指導里親認定の取消し等）

第25条 里親認定等省令第8条第2項第6号（里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第11条第2項第2号（里親認定等省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申請は、職業指導里親認定（登録）取消申請書（様式第27号）によるものとする。

2 里親認定等省令第8条第2項第6号及び第11条第2項第2号の規定による申請は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、所轄の児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3 前項の場合において、地方局長が知事に進達するときは、児童相談所長を経由しなければならない。

4 特例条例の規定により市が第1項の申請書を知事に送付するときは、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。

第23条の5第1項中「様式第23号の6」を「様式第24号」に改め、同条を第23条の7とし、同条の次に次の1条を加える。

（職業指導里親届出書等）

第23条の8 里親認定等省令第13条第3項（里親認定等省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。

以下同じ。)の規定による届出は、職業指導里親届出書(様式第25号)によるものとする。

- 2 里親認定等省令第13条第3項の規定による届出は、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。
- 3 里親認定等省令第13条第3項の規定による届出は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、所轄の地方局長を経由することができる。
- 4 特例条例の規定により市が第1項の届出書を知事に送付するときは、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。

第23条の4第1項中「様式第23号の4」を「様式第23号の7」に改め、同条第5項中「様式第23号の5」を「様式第23号の8」に改め、同条に次の1項を加える。

- 8 知事は、前項の調査をさせる場合において、職業指導里親認定に係る事項が登録されているときその他必要があると認めるときは、児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員に、当該職業指導里親認定希望者が適当であるかどうかを調査させ、職業指導里親調査票を作成するものとする。

第23条の4を第23条の6とする。

第23条の3第2項中「親族里親希望者」の下に「、短期里親希望者」を加え、同条第6項中「第7条第2項」を「第7条第3項」に、「通知は」を「里親認定通知は」に改め、同条を第23条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

(職業指導里親認定申請書等)

第23条の5 里親認定等省令第6条第2項に規定する申請書は、職業指導里親認定申請書(様式第23号の4)によるものとする。

- 2 里親認定等省令第6条第2項の規定による申請は、特例条例の規定により市がその受理等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、職業指導里親認定希望者の居住地を管轄する児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

- 3 前項の場合において、地方局長が知事に進達するときは、児童相談所長を経由しなければならない。

- 4 特例条例の規定により市が第1項の申請書を知事に送付するときは、職業指導里親認定希望者の居住地を管轄する児童相談所長を経由しなければならない。

- 5 知事は、里親認定等省令第7条第2項の規定による調査を児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員にさせ、職業指導里親調査票(様式第23号の5)を作成するものとする。

- 6 里親認定等省令第7条第3項の規定による通知は、職業指導里親認定(不認定)通知書(様式第23号の6)により、当該職業指導里親認定希望者に通知するものとする。

- 7 前項の通知書は、特例条例の規定により市がその交付に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、第1項の申請書の經由行政機関を経るものとする。

第23条の2の次に次の1条を加える。

(親族里親に係る職業指導里親許可申請書等)

第23条の3 里親認定等省令第15条において読み替えて準用する里親認定等省令第6条第2項に規定する親族里親に係

る職業指導里親希望者は、その居住地を管轄する児童相談所長に、親族里親(職業指導里親)許可申請書を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、親族里親に係る職業指導里親希望者の居住地を管轄する地方局長を経由することができる。

- 3 児童相談所長は、第1項の申請書の提出があつた場合において、許可又は不許可の処分をしたときは、親族里親(職業指導里親)許可(不許可)書により、同項の申請書の經由行政機関を経て当該親族里親に係る職業指導里親希望者に通知するものとする。

第28条の2中「及び保護受託者」を削り、同条を第28条とする。

第29条中「様式第30号の2」を「様式第30号」に改める。

第45条第3項を削る。

第47条第1項中「様式第40号」を「様式第39号」に改める。

様式第22号の2中「第23条の2」の下に「、第23条の3」を加え、「親族里親許可申請書」を「親族里親(職業指導里親)許可申請書」に、

| | | | | | | |
|-----------|----|----|-----|------|-----------|---|
| 受託を希望する児童 | 氏名 | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日生 | を |
|-----------|----|----|-----|------|-----------|---|

| | | | | | | |
|-----------------|---------|----|-----|------|-----------|---|
| 受託を希望する児童 | 氏名 | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日生 | に |
| 受託を希望する児童への職業指導 | 行う 行わない | | | | | |

改め、同様式注中2を4とし、1を2とし、2の次に次のように加える。

- 3 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること

様式第22号の2注2の前に次のように加える。

- 1 不要の文字は、抹消すること。

様式第22号の3中「第23条の2」の下に「、第23条の3」を加え、「親族里親許可(不許可)書」を「親族里親(職業指導里親)許可(不許可)書」に、

| | | | | | | |
|-----------|----|----|-----|------|-----------|---|
| 受託を希望する児童 | 氏名 | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日生 | を |
|-----------|----|----|-----|------|-----------|---|

| | | | | | | |
|-----------------|--------|----|-----|------|-----------|---|
| 受託を希望する児童 | 氏名 | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日生 | に |
| 受託を希望する児童への職業指導 | 許可 不許可 | | | | | |

改め、同様式注を同様式注1とし、同様式注に次のように加える。

- 2 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること

様式第23号から様式第23号の3までの規定中「第23条の3」を「第23条の4」に改める。

様式第24号から様式第30号までを削る。

様式第23号の9中「第23条の7」を「第26条」に改め、同様式を様式第29号とする。

様式第23号の8中「第23条の7」を「第26条」に改め、同様式注に次のように加える。

- 3 「登録番号」の欄及び「当初登録年月日」の欄は、里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第

115号)第9条(同省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の登録を受けている者のみ記入すること。

様式第23号の8を様式第28号とする。

様式第23号の7中「第23条の6」を「第24条」に改め、同様式注3中「当初登録年月日」の欄及び「登録番号」を「登録番号」の欄及び「当初登録年月日」に改め、同様式を様式第26号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第27号 (第25条関係) 職業指導里親認定 (登録) 取消申請書

| | | | | |
|---|-------------------------------|-----------------------------|-------|-------|
| 職業指導里親認定 (登録) 取消申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> | | | | |
| 愛媛県知事 殿 住所 申請者 氏名 | | | | |
| 経 由 | 地方局 () | | 児童相談所 | |
| | 受付月日 月 日 | 受付月日 月 日 | | |
| | 番 号 | 番 号 | | |
| 職業指導里親認定年月日 | | 年 月 日 | | |
| 養育里親 (短期里親・専門里親) 登録番号 | | 養育里親 (親族里親・短期里親・専門里親) 認定年月日 | | 年 月 日 |
| 認定の取消しを申請する理由 | | | | |
| 経由児童相談所長の意見 | | | | |

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 印の欄は、記入しないこと。
- 3 「養育里親 (短期里親・専門里親) 登録番号」の欄は、里親の認定等に関する省令 (平成14年厚生労働省令第115号) 第9条 (同省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。) の登録を受けている者のみ記入すること。

様式第23号の6中「第23条の5」を「第23条の7」に改め、同様式注3中「（平成14年厚生労働省令第115号）」を削り、同様式注3を同様式注4とし、同様式注2の次に次のように加える。

- 3 「登録番号」及び「当初登録年月日」の欄は、里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号）第9条（同省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の登録を受けている者のみ記入すること。

様式第23号の6を様式第24号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第25号（第23条の8関係）職業指導里親届出書

| | | | | | |
|---------------------|---------|---------------------------|------|-------|----------------------|
| 職業指導里親届出書 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 愛媛県知事 殿 | | | | | |
| 住所 | | | | | |
| 申請者 | | | | | |
| 氏名 | | | | | |
| 経由 | (地方局) | | | 児童相談所 | |
| | 受付月日 | 月 日 | 受付月日 | 月 日 | |
| | 番 号 | | 番 号 | | |
| 里親の種類 | | 養育里親（親族里親・短期里親・専門里親） | | | |
| 養育里親（短期里親・専門里親）登録番号 | | 養育里親（親族里親・短期里親・専門里親）認定年月日 | | | 年 月 日 |
| 職業指導里親 | 氏名 | | 性別 | 男・女 | 職業指導里親認定年月日 年 月 日 |
| | 氏名 | | 性別 | 男・女 | |
| 届出事項 | | | | | |

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

3 「養育里親（短期里親・専門里親）登録番号」の欄は、里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号）第9条（同省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。）の登録を受けている者のみ記入すること。

4 「届出事項」の欄は、里親の認定等に関する省令第13条第3項（同省令第15条、第17条及び第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）の届出の場合は、同項に該当する旨及びその理由を記入すること。

様式第23号の5中「第23条の4」を「第23条の6」に、「登録年月日」を「登録（更新）年月日」に改め、同様式を様式第23号の8とする。

様式第23号の4中「第23条の4」を「第23条の6」に改め、同様式を様式第23号の7とする。

様式第23号の3の次に次の3様式を加える。

様式第23号の4 (第23条の5 関係) 職業指導里親認定申請書

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---------------------|----------------------|----|---------------------|------|---------------------------|----|-------|
| 職業指導里親認定申請書 | | | | | | | | |
| 愛媛県知事 殿 | | | | | | 年 月 日 | | |
| 住所 申請者 氏名 | | | | | | (印) | | |
| 経由 | 年 月 日 (地方局) 受付第 号 | | | 年 月 日 児童相談所受付第 号 | | | | |
| 職業指導を行うことを希望する理由 | | | | | | | | |
| 児童の指導に関する方針及び将来に対する方針 | | | | | | | | |
| 里親の種類 | | 養育里親(親族里親・短期里親・親族里親) | | 養育里親(短期里親・専門里親)登録番号 | | 養育里親(親族里親・短期里親・専門里親)認定年月日 | | |
| 申請者 | 氏 名 | | | | 氏 名 | | | |
| | 年 齢 | | 性別 | 男 ・ 女 | 年 齢 | | 性別 | 男 ・ 女 |
| | 健 否 | | | | 健 否 | | | |
| | 職 業 | | | | 職 業 | | | |
| | 経験年数 | | | | 経験年数 | | | |
| | 電話番号 | | | | 電話番号 | | | |
| 職業指導の内容 | | | | | | | | |
| 事業所等の名称・所在地 | | 電話番号 () | | | | | | |
| 職場の環境 | 事業所等の規模構造 | | | | | | | |
| | 事業所等周辺の環境 | | | | | | | |
| | 事業所等における他の労働者の状況 | | 男 | | 女 | | 計 | |
| | | 18歳未満労働者 | 人 | | 人 | | 人 | |
| 18歳以上労働者 | | 人 | | 人 | | 人 | | |
| | 計 | 人 | | 人 | | 人 | | |

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

3 「養育里親(短期里親・専門里親)登録番号」の欄は、里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第115号)第9条(同省令第17条及び第20条において準用する場合を含む。)の登録を受けている者のみ記入すること。

様式第23号の5（第23条の5関係）職業指導里親調査票

| 職業指導里親調査票 | | | | | | | | | |
|------------------------|------------------------|----------------------|-----|--------------|-------------------|-------------|-------|-------|---|
| 経由 | 地方局 年 月 日 () 受付第 号 | | | | 年 月 日 児童相談所長受付第 号 | | | | |
| 申請者 について の事 項 | 現住所 | | | | | | | | |
| | 電話番号 | | | | | | | | |
| | 氏名 | | 性別 | 男・女 | 氏名 | | 性別 | 男・女 | |
| | 生年月日 | 年 月 日生 | | | 生年月日 | 年 月 日生 | | | |
| | 健否 | 頑健 健康 普通 病弱 | | | 健否 | 頑健 健康 普通 病弱 | | | |
| | | 既往症 | 無 | 有 | | 病名 期間 | 既往症 | 無 | 有 |
| | 職業 | | | | 職業 | | | | |
| | 履歴 | | | | 履歴 | | | | |
| 児童の職業指導に関する方針等 | | | | | | | | | |
| 里親名簿登録者 | 里親の種類 | 養育里親（親族里親・短期里親・専門里親） | | | 登録番号 | | 認定年月日 | 年 月 日 | |
| 職業指導についての事項 | 職業指導の内容 | | | | 労働時間、休憩時間、休日の与え方 | | | | |
| 事業所等についての事項 | 事業所等の名称 | 事業所等における他の労働者の状況 | 通勤 | 男 | 18歳未満 | 18歳以上 | 計 | | |
| | | | | 女 | | | | | |
| | 事業所等の所在地 | | | 寄宿 | 男 | | | | |
| | | | | | 女 | | | | |
| | 事業所等周辺の環境 | | | 同居 | 男 | | | | |
| | | | | | 女 | | | | |
| 計 | 男 | | | | | | | | |
| 女 | | | | | | | | | |
| 調査担当者 | 調査年月日 | 年 月 日 | 勤務先 | 児童相談所 地方局 | | | 職氏名 | 印 | |
| | 意見 | | | | | | | | |
| 児童相談所長又は地方局長の意見 | 年 月 日 児童相談所長 印 | | | 年 月 日 地方局長 印 | | | | | |

- 注1 不要の文字は抹消すること。
 2 のある欄は、該当する の中にレ印を付すること。
 3 「里親名簿登録者」の欄は、養育里親名簿等に登録されている場合にのみ記入すること。

様式第23号の6（第23条の5関係）職業指導里親認定（不認定）通知書

| | | | | | | |
|---|----------------------|--|----|-----|------|-----------|
| <p>職業指導里親認定（不認定）通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">愛媛県知事 印</p> | | | | | | |
| 申 請 者 | 氏名 | | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日生 |
| | 氏名 | | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 年 月 日生 |
| 里親の種類 | 養育里親（親族里親・短期里親・専門里親） | | | | 登録番号 | |
| 不承認の場合にあつては、その理由 | | | | | | |

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第30号の2（裏）を次のように改める。

(裏)

児童福祉法（抜粋）

第28条 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は後見人の意に反するときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。

- (1) 保護者が親権を行う者又は後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。
- (2) 保護者が親権を行う者又は後見人でないときは、その児童を親権を行う者又は後見人に引き渡すこと。ただし、その児童を親権を行う者又は後見人に引き渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは、家庭裁判所の承認を得て、第27条第1項第3号の措置を採ること。

2 前項第1号及び第2号ただし書の規定による措置の期間は、当該措置を開始した日から2年を超えてはならない。ただし、当該措置に係る保護者に対する指導措置（第27条第1項第2号の措置をいう。以下この条において同じ。）の効果等に照らし、当該措置を継続しなければ保護者がその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害するおそれがあると認めるときは、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、当該期間を更新することができる。

4 都道府県は、第2項の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

第29条 都道府県知事は、前条の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

様式第30号の2を様式第30号とする。
様式第39号を削り、様式第40号を様式第39号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第20条及び様式第30号の2（裏）の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第20号

愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和40年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「第15条第1項」の下に「若しくは愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例（平成17年愛媛県条例第28号。以下「貸付金償還免除条例」という。）第1条」を加え、同条第3項中「診断書及び償還することができなくなつた理由を証する書類を」の下に「、母子福祉資金貸付金（特例児童扶養資金貸付金に限る。）の貸付けを受けた者の所得の状況によるときは所得の状況を証する書類及び償還することができなくなつた理由を証する書類を」を加える。

本則に次の1条を加える。

（市町が処理する事務）

第25条 貸付金償還免除条例第2条第2号の規則で定める事務は、第17条第5項の規定に基づく母子福祉資金貸付金の償還免除（貸付金償還免除条例第1条の規定による特例児童扶養資金貸付金の償還免除に限る。）の決定又は不承認の決定の通知に係る通知書の交付に関する事務とする。

様式第23号中「在学」の下に「、障害、所得」を加え、「うえ」を「上」に改め、同様式（記載上の注意）2に次のように加える。

(3) 借主の所得の状況による場合所得の状況を証する書類

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則様式第23号の規定による母子福祉資金償還金支払猶予免除申請書は、改正後の愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則様式第23号の規定による母子福祉資金償還金支払猶予免除申請書とみなす。
- この規則施行の際現にある改正前の愛媛県母子及び寡婦福祉法施行細則様式第23号の規定による母子福祉資金償還金支払猶予免除申請書の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

○愛媛県規則第21号

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則

愛媛県立農業大学校規則（昭和58年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第21条第3号を次のように改める。

(3) 農業指導者研修

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第22号

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立農業大学校規則の一部を改正する規則

愛媛県立農業大学校規則（昭和58年愛媛県規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「養成部門」を「総合農学科」に、「第19条」を「第23条」に、「研修部門（第20条 第25条）」を「アグリビジネス科（第24条 第28条）」に、「専攻科（第26条 第30条）」を「研修課程（第29条 第34条）」に、「第31条」を「第35条」に改める。

第2条を次のように改める。

（科及び課程の設置）

第2条 大学校に次の科及び課程を置く。

- 総合農学科
- アグリビジネス科
- 研修課程

「第2章 養成部門」を「第2章 総合農学科」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「養成部門」を「総合農学科」に改める。

第4条の見出し中「課程、」を削り、同条中「養成部門の課程、」を「総合農学科の」に改め、同条の表を次のように改める。

| コ ー ス | 修業年限 | 学生定員 (1学年) |
|---------|------|---------------|
| 野菜複合コース | 2年 | 55人 |
| 花き複合コース | | |
| 果樹コース | | |
| 畜産コース | | |

第5条第1項及び第6条第1項中「養成部門」を「総合農学科」に改める。

第7条中「養成部門」を「総合農学科」に、「別表第1の」を「別に定める」に改める。

第9条中「養成部門」を「総合農学科」に改める。

第10条中「養成部門」を「総合農学科」に改め、「の各号」を削り、同条ただし書を削り、同条中第2号を削り、第3

号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第31条を第35条とする。

第4章を削る。

第3章中第25条を第34条とし、第21条から第24条までを9条ずつ繰り下げる。

第20条（見出しを含む。）中「研修部門」を「研修課程」に改め、同条を第29条とする。

「第3章 研修部門」を「第3章 研修課程」に改める。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 アグリビジネス科

（アグリビジネス科）

第24条 アグリビジネス科は、高度な農業経営者及び地域農業のリーダーの養成を行うものとする。

（コース、修業年限及び学生定員）

第25条 アグリビジネス科のコース、修業年限及び学生定員は、次の表のとおりとする。

| コ ー ス | 修業年限 | 学生定員 (1学年) |
|----------|------|---------------|
| 栽培育種コース | 2年 | 15人 |
| 環境・流通コース | | |
| 家畜管理コース | | |
| 食品加工コース | | |

（教科及び授業時間数）

第26条 アグリビジネス科の教科及び授業時間数は、別々に定めるとおりとする。

（入学資格）

第27条 アグリビジネス科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法による短期大学を卒業した者
- (2) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門（農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。）を卒業した者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認められた者

（準用）

第28条 第5条、第6条、第8条、第10条、第11条（第1項ただし書を除く。）及び第12条から第22条までの規定は、アグリビジネス科について準用する。

第2章中第19条を第23条とし、第16条から第18条までを4条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の4条を加える。

（授業料及び入学選考料）

第16条 授業料及び入学選考料は、愛媛県立農業大学校における授業料及び入学選考料徴収条例（昭和60年愛媛県条例第7号）の定めるところによる。

（退学等の場合の授業料）

第17条 学期の途中において、退学し、若しくは退学にされ、又は停学にされた場合であつても、当該学期分の授業料は、納付しなければならない。

（授業料の分納の許可及び納付の猶予）

第18条 知事は、特別の事情があると認める場合は、授業料の分納を許可し、又はその納付を猶予することがある。

2 前項の規定による授業料の分納の許可及び納付の猶予の基準及び手続については、知事が定める。

（授業料等の減免）

第19条 休学期間中の授業料は、免除する。ただし、学期の途中において休学し、又は復学する場合は、当該学期分の授業料については、この限りでない。

2 知事は、学業成績が優秀で、かつ、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、授業料を減免することがある。この場合において、授業料の減免は、学期ごとに行う。

3 知事は、災害その他やむを得ない事情により学費の支弁が困難と認められる者に対しては、入学選考料を免除することがある。

4 前2項の規定による授業料及び入学選考料の減免の基準及び手続については、知事が定める。

別表第1及び別表第2を削る。

様式第1号中

「

| | | |
|---------|-------|----|
| 養 成 部 門 | 専 攻 科 | |
| 課程 | コース | 専攻 |
| 課程 | コース | 専攻 |

」

「

| | | |
|-----------|----------|-----|
| 総 合 農 学 科 | アグリビジネス科 | |
| | コース | コース |
| | コース | コース |

」

改め、同様式注2中「専攻科に入学を希望する者は、入学願書に」を削り、同様式注3ただし書を削り、同様式注3中(2)を削り、(3)を(2)とする。

様式第2号から様式第4号までの規定中

「養成部門 課程 コース 「総合農学科 専攻科 専攻」 アグリビジネス科 コース に改める。 コース」

様式第5号中「第18条」を「第22条」に改める。

様式第6号中「第23条」を「第32条」に改める。

様式第7号中「第25条」を「第34条」に、「研修部門」を「研修課程」に改める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定、第15条の次に4条を加える改正規定（第16条及び第19条を加える部分（入学選考料に係る部分に限る。）に限る。）及び第2章の次に1章を加える改正規定（第28条を加える部分（入学選考料に係る部分に限る。）に限る。）は、平成17年11月1日から施行する。

2 改正前の愛媛県立農業大学校規則第1章、第2章及び第4章の規定による養成部門及び専攻科は、改正後の愛媛県立農業大学校規則第1章から第3章までの規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該部門又は科に在学する者が当該部門又は科に在学しなくなる日までの間、なお従前の例により存続するものとする。

○愛媛県規則第23号

愛媛県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県卸売市場条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 登記事項証明書

第4条第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、同条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「の各号」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（卸売業務の届出書及び添付書類）

第4条の2 条例第5条第2項の届出書は、地方卸売市場卸売業務届出書（様式第3号の2）とする。

2 条例第5条第2項の規則で定める書類は、当該届出者が法人である場合は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第3条第2項第1号から第6号までに掲げる書類
- (2) 届出に係る卸売の業務開始の日以後2年間の取扱品目ごとの取扱見込数量及び金額を記載した書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 条例第5条第2項の規則で定める書類は、当該届出者が個人である場合は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第3条第2項第6号に掲げる書類
- (2) 第3条第3項第1号及び第2号に掲げる書類
- (3) 前項第2号に掲げる書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

第8条の前の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加える。

第9条第1項中「合併に」を「合併又は分割に」に、「開設者等たる法人の合併認可申請書」を「開設者等たる法人の合併（分割）認可申請書」に改め、同条第2項中「開設者等たる法人の合併認可申請書」を「開設者等たる法人の合併（分割）認可申請書」に改め、「の各号」を削り、同項第1号オを同号カとし、同号エ中「合併」の下に「又は分割」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により業務を承継する法人」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 分割により業務を承継する法人にあつては、当該法人に係るアに掲げる書類に準ずる書類

第9条第2項第2号オを同号カとし、同号エ中「合併」の下に「又は分割」を加え、同号エ中をオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 分割により業務を承継する法人にあつては、当該法人に係るアに掲げる書類に準ずる書類

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2（第4条の2関係）地方卸売市場卸売業務届出書

| | |
|---|------------------------|
| <p>地方卸売市場卸売業務届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">住所及び氏名（法人にあつては、主たる 届出者 事務所の所在地、名称及び代表者の氏 名） 印</p> | |
| 1 | 卸売の業務を行う地方卸売 市場の所在地 |
| 2 | 卸売の業務を行う地方卸売 市場の名称 |
| 3 | 取扱品目の部類及び取扱 品目 |
| 4 | 卸売の業務開始予定年月日 |

- 注 1 用紙寸法は、日本工業規格A4とすること。
- 2 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 添付書類
愛媛県卸売市場条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第26号）第4条の2第2項又は第3項に掲げる書類

様式第6号中「様式第6号」を「様式第6号（第7条関係）」に、「および」を「及び」に、「第55条（第58条第1項）」を「（昭和46年法律第35号）第13条の5第1項（第55条、第58条第1項）」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第9号中「開設者等たる法人の合併認可申請書」を「開設者等たる法人の合併（分割）認可申請書」に改め、同様式1の項中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により業務を承継する法人」を加え、同様式2の項中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により業務を承継する法人」を加え、同様式4の項から6の項までの規定中「合併」の下に「（分割）」を加える。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第697号

化製場等に関する法律に基づく地域の指定（昭和59年9月愛媛県告示第1184号）の一部を次のように改正し、平成17年3月28日から施行する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

表八幡浜市の項区域の欄中「、大平11、大平12、大平13、大平14、大平15、大平16」を削り、「及び大谷口一丁目」を「、大谷口一丁目、保内町川之石1番耕地、保内町川之石2番耕地、保内町川之石3番耕地、保内町川之石4番耕地、保内町川之石5番耕地、保内町川之石6番耕地、保内町川之石7番耕地、保内町川之石12番耕地、保内町川之石13番耕地、保内町宮内1番耕地、保内町宮内2番耕地、保内町喜木2番耕地及び保内町喜木3番耕地」に改め、同表保内町の項を削る。

○愛媛県告示第698号

化製場等に関する法律に基づく地域の指定（昭和59年9月愛媛県告示第1184号）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

表伊予市の項区域の欄中「米湊字大下、米湊字仲ノ町、米湊字安広、下吾川字池田、下吾川字南西原」を「米湊大下、米湊仲ノ町、米湊安広、下吾川池田、下吾川南西原」に、「尾崎字天神下」を「尾崎天神下」に改める。

○愛媛県告示第699号

愛媛県林業改良指導員資格試験審査委員会規程（昭和33年8月愛媛県告示第718号）は、平成17年3月31日限り廃止する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第700号

漁業災害補償法による一定区域の設定及び加入区の設定の廃止（昭和63年10月愛媛県告示第1183号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

前文中「第125条の4第1項第2号」を「第125条の3第1項第2号」に改める。

○愛媛県告示第701号

加入区の設定（特定養殖共済）（平成3年1月愛媛県告示第110号）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

前文中「第125条の4第1項第2号」を「第125条の3第1項第2号」に改める。

表瀬戸町加入区の項区域の欄中「瀬戸町漁業協同組合」を「八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧瀬戸町漁業協同組合」に改め、同表八幡浜加入区の項同欄中「八幡浜漁業協同組合」を「八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧八幡浜漁業協同組合」に改め、同表三瓶湾加入区の項同欄中「三瓶湾漁業協同組合」を「八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧三瓶湾漁業協同組合」に改める。

○愛媛県告示第702号

加入区の設定（特定養殖共済）（平成8年1月愛媛県告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

前文中「第125条の4第1項第2号」を「第125条の3第1項第2号」に改める。

○愛媛県告示第703号

加入区の設定（漁獲共済）（平成14年12月愛媛県告示第2013号）の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年3月25日

愛媛県知事 加戸守行

表19の項区域の欄中「温泉郡中島町大字元怒和」を「松山市元怒和」に改め、同表20の項同欄中「温泉郡中島町大字上怒和」を「松山市上怒和」に改め、同表27の項同欄中「磯津漁業協同組合」を「八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧磯津漁業協同組合」に改め、同表28の項同欄中「川之石漁業協同組合」を「八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧川之石漁業協同組合」に改め、同表29の項同欄中「伊方町漁業協同組合」を「八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧伊方町漁業協同組合」に改め、同表30の項同欄中「町見漁業協同組合」を「八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧町見漁業協同組合」に改め、同表31の項同欄中「瀬戸町漁業協同組合」を「八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧瀬戸町漁業協同組合」に改め、同表33の項同欄中「三瓶湾漁業協同組合」を「八幡浜漁

業協同組合の地区のうち、旧三瓶湾漁業協同組合」に改め、同表34の項同欄中「八幡浜漁業協同組合」を「八幡浜漁業協同組合の地区のうち、旧八幡浜漁業協同組合」に改める。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

愛媛県警察組織規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

愛媛県警察組織規則

愛媛県警察組織規則（昭和41年愛媛県公安委員会規則第7号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 組織

第1節 職制（第2条 - 第20条）

第2節 警察本部

第1款 分課（第21条 - 第55条）

第2款 警察学校（第56条）

第3款 部の附置機関（第57条）

第4款 課又は隊の附置機関（第58条 - 第77条）

第5款 組織及び運営（第78条）

第3節 警察署（第79条・第80条）

第4節 所掌事務に関する特例措置（第81条）

第3章 補則（第82条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第58条及び愛媛県警察本部組織条例（昭和35年愛媛県条例第5号）第9条の規定に基づき、愛媛県警察の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 組織

第1節 職制

（部長及び総務室長）

第2条 部に部長を、総務室に室長を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 部長及び室長は、警察本部長の命を受け、部又は総務室のそれぞれの業務を掌理し、当該所属の職員を指揮監督する。

（首席監察官）

第3条 警務部に、首席監察官を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 首席監察官は、上司の命を受け、監察事務のうち重要事項に係るものを総括整理する。

（参事官）

第4条 部及び総務室に、必要に応じ参事官を置く。

2 警務部に置く参事官は、警視正又は警視の階級にある警察官を、警務部以外の部及び総務室に置く参事官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 参事官は、上司の命を受け、部又は総務室の所掌事務（監察事務を除く。）のうち重要事項に係るものを総括整理

する。

（課長及び参事）

第5条 課に、課長を置き、警視の階級にある警察官又は警察吏員（事務吏員又は技術吏員をいう。以下同じ。）をもって充てる。課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、当該所属の職員を指揮監督する。

2 課に、必要に応じ参事を置き、警察吏員をもって充てる。参事は、上司の命を受け、特に重要な事務を処理する。

（監察官室長及び国際対策室長）

第6条 監察官室及び国際対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、当該所属の職員を指揮監督する。

（監察官）

第7条 警務部に、監察官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 監察官は、上司の命を受け、監察事務及び特に命ぜられた事務を掌理し、当該所属の職員を指揮監督する。

（科学捜査研究所長）

第8条 科学捜査研究所に、所長を置き、警視の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。

2 所長は、上司の命を受け、所の事務を掌理し、当該所属の職員を指揮監督する。

（隊長）

第9条 機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 隊長は、上司の命を受け、隊の事務を掌理し、当該所属の職員を指揮監督する。

（次長）

第10条 課、監察官室及び国際対策室に、次長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。

2 次長は、課、監察官室又は国際対策室の総括的運営について課長、監察官室長又は国際対策室長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

（副所長）

第11条 科学捜査研究所に、副所長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。

2 副所長は、科学捜査研究所の総括的運営について所長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

（副隊長）

第12条 機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に、副隊長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 副隊長は、隊の総括的運営について隊長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

（管理官等）

第13条 課、監察官室、科学捜査研究所及び国際対策室（以下「課等」という。）に、管理官及び調査官（以下「管理官等」という。）を置くことができる。

2 管理官は、警視の階級にある警察官又は警察吏員を、調査官は、警視若しくは警部の階級にある警察官又は警察吏

員をもって充てる。

3 管理官等は、上司の命を受け、特定の警察事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

(課長補佐等、指導官及び副参事)

第14条 課に課長補佐、班長又は副班長(以下「課長補佐等」という。)を、監察官室及び国際対策室に室長補佐を置き、警部の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。課長補佐等及び室長補佐は、担当事務について課長、監察官室長又は国際対策室長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

2 課等に、必要に応じ指導官を置き、警部の階級にある警察官をもって充てる。指導官は、上司の命を受け、重要な指導事務を処理する。

3 課等に、必要に応じ副参事を置き、警察吏員をもって充てる。副参事は、上司の命を受け、重要な事務を処理する。

(主任技能指導官及び技能指導官)

第15条 課等(総務室及び警務部に設置する課等を除く。)に、必要に応じ主任技能指導官及び技能指導官を置き、警部補以上の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。

2 主任技能指導官は、上司の命を受け、専門的技能又は知識を伴う重要な警察実務の指導事務に従事する。

3 技能指導官は、上司の命を受け、専門的技能又は知識を伴う警察実務の指導事務に従事する。

(師範)

第16条 教養課に、必要に応じ師範を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。ただし、警察本部長が必要と認めるときは、巡査部長の階級にある警察官をもって充てることができる。

2 師範は、上司の命を受け、柔道、剣道又は逮捕術の術科指導に従事する。

(係)

第17条 課等に、所要の係を置き、係の種別、構成及び配置人員は、警察本部長が定める。

2 係に、上席係長、専門員、係長、主任、主査又は係員を置き、警察官又は警察吏員若しくはその他の職員をもって充てる。

3 上席係長は、上司の命を受け、担当事務について係長を指揮監督するとともに係の事務を処理し、専門員は、上司の命を受け、高度の専門事項を処理し、係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、主任及び主査は、上司の命を受け、担当事務を処理し、係員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(少年補導職員)

第18条 県警察に、所要の少年補導職員を置き、事務吏員をもって充てる。

(巡査長)

第19条 県警察に、所要の巡査長を置く。巡査長の設置及び運用等について必要な事項は、警察本部長が定める。

(職の特例)

第20条 第10条から第17条までに規定する職以外の職について必要がある場合は、警察本部長が定める。

第2節 警察本部

第1款 分課

(総務室の分課)

第21条 総務室に、次の3課を置く。

総務課

広報県民課

情報管理課

(総務課)

第22条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公安委員会の庶務に関する事。
- (2) 公安委員会に対する苦情申出に関する事。
- (3) 警察署協議会に関する事。
- (4) 機密に関する事。
- (5) 公印の管守に関する事。
- (6) 県議会との連絡その他渉外に関する事。
- (7) 警察運営の総合的な企画及び調整に関する事(警務課の所掌に属するものを除く。)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、総務室内の他の所掌に属しない事。

(広報県民課)

第23条 広報県民課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- (2) 広報に関する事。
- (3) 情報の公開に関する事。
- (4) 苦情申出(公安委員会に対する苦情申出を除く。)に関する事。
- (5) 警察音楽隊に関する事。

(情報管理課)

第24条 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 事務能率の増進に関する事。
- (2) 電子計算組織の運用に関する事。
- (3) 警察統計(犯罪統計を除く。)に関する事。
- (4) 情報通信の技術に係る支援に関する事。
- (5) 照会センターに関する事。

(警務部の分課)

第25条 警務部に、次の5課及び1室を置く。

警務課

監察官室

会計課

教養課

厚生課

留置管理課

(警務課)

第26条 警務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の人事に関する事。
- (2) 職員の服務に関する事。
- (3) 職員の採用試験及び昇任試験に関する事。
- (4) 警察組織及び職員の定員に関する事。
- (5) 警察運営の企画及び調整に関する事(総務課の所掌に属するものを除く。)
- (6) 条例案、規則案、訓令案等の審査及び進達に関する事。
- (7) 職員の勤務制度に関する事。

- (8) 県警察の所管に係る地方公益法人の監督に関する総合調整に関すること。
- (9) 職員の給与に関すること。
- (10) 犯罪被害者対策（犯罪の被害者の被害の回復、安全の確保又は精神的打撃の軽減に資するための警察の施策をいう。以下同じ。）に関する企画、調査及び総合調整に関すること。
- (11) 犯罪被害者等給付金に関すること。
- (12) 警察装備に関すること。
- (13) 警察官の服制及び給貸与品に関すること。
- (14) 警察通信（無線電話を除く。）の運用管理に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、他の部及び室の所掌に属しないこと。

（監察官室）

第27条 監察官室においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 監察に関すること。
- (2) 表彰に関すること。
- (3) 懲戒に関すること。
- (4) 訟務に関すること。
- (5) 損害賠償に関すること。

（会計課）

第28条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算、決算及び会計に関すること。
- (2) 物品の管理及び処分に関すること。
- (3) 財産の管理及び処分に関すること。
- (4) 庁舎その他の施設の営繕に関すること。
- (5) 会計の監査に関すること。
- (6) 遺失物の取扱いに関すること。
- (7) 交通反則金の徴収事務に関すること。

（教養課）

第29条 教養課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の教養計画及び指導に関すること。
- (2) 教養資料の調査及び編集に関すること。
- (3) 職員の術科教養に関すること。
- (4) 職員の術科技能検定に関すること。

（厚生課）

第30条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の福利厚生に関すること。
- (2) 警察共済愛媛県支部に関すること。
- (3) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- (4) 職員の生活相談に関すること。
- (5) 恩給、年金及び職員の公務災害の補償等に関すること。
- (6) 職員の健康管理に関すること。

（留置管理課）

第31条 留置管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 留置場及び被留置者に関すること。
- (2) 留置業務の企画、調整及び指導に関すること。
- (3) 被留置者の護送に関すること。

（生活安全部の分課）

第32条 生活安全部に、次の4課を置く。

生活安全企画課

地域課

少年課

生活環境課

（生活安全企画課）

第33条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 生活安全警察の運営に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関する事務一般に関すること。
- (3) 犯罪の予防一般に関すること。
- (4) 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）に関すること。
- (5) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）に関すること。
- (6) 酩酊者、その他救護を要する者の保護に関すること（少年課の所掌事務に属するものを除く。）。
- (7) 風俗関係事犯及び売春関係事犯の取締りに関すること。
- (8) 人身売買関係事犯の取締りに関すること。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に関すること。
- (10) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (11) 古物営業法（昭和24年法律第108号）、質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び警備業法（昭和47年法律第117号）に関すること。
- (12) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。
- (13) 核燃料物質の運搬及び放射性物質、高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。
- (14) 警察総合相談に関すること。
- (15) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の運用に関すること。
- (16) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の運用に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、生活安全部内の他の所掌に属しないこと。

（地域課）

第34条 地域課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察の運営に関すること。
- (2) 雑踏警備に関すること。
- (3) 水難、山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの防止に関すること。
- (4) 列車その他の交通機関への警乗に関すること。
- (5) 警ら用無線自動車及び警察用船舶の運用に関すること。
- (6) 警察通信指令に関すること。
- (7) 鉄道警察隊の運営に関すること。
- (8) 警察用航空機の運用に関すること。

（少年課）

第35条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。
- (2) 少年事件の捜査及び少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (3) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
- (4) 未成年者喫煙禁止法（明治33年法律第33号）及び未成年者飲酒禁止法（大正11年法律第20号）に関すること。
- (5) 子供の事故に関すること。
- (6) 少年の補導、少年相談その他の少年の保護及び非行防止に関すること。
- (7) 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。
- (8) 家出人及び迷い子の保護に関すること。
- (9) 少年補導職員の運用に関すること。

（生活環境課）

第36条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 生活経済関係事犯及び環境関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 生活安全部の所管法令違反事件の捜査に関すること。
- (3) サイバー犯罪に係る総合的対策に関すること。
- (4) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）に関すること。
- (5) 他の所属の所掌に属しない特別法令違反の取締りに関すること。

（刑事部の分課）

第37条 刑事部に、次の4課、1所及び1隊を置く。

捜査第一課

捜査第二課

組織犯罪対策課

鑑識課

科学捜査研究所

機動捜査隊

（捜査第一課）

第38条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 刑事警察の運営に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 刑事警察関係法令の研究及び指導に関すること。
- (3) 公判対応に関すること。
- (4) 刑事警察の教養に関すること。
- (5) 他の都道府県警察との捜査共助に関すること。
- (6) 犯罪統計に関すること。
- (7) 犯罪捜査（他の所属の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (8) サリン等の人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）に関すること。
- (9) 移動警察に関すること。
- (10) 変死体の検視及び見分に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、刑事部内の他の所掌に属しないこと。

（捜査第二課）

第39条 捜査第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 知的犯罪（他の所属の所掌に属するものを除く。）の捜査に関すること。

- (2) 選挙犯罪の捜査に関すること。
- (3) 暴力団犯罪の捜査に関すること。

（組織犯罪対策課）

第40条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 暴力団対策に関すること。
- (2) 薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。
- (3) 組織犯罪（他の所属の所掌に属するものを除く。）の取締りに関すること。
- (4) 団体（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第2条第1項の団体をいう。）による犯罪に係る情報の集約及びその分析に関すること。
- (5) 国際捜査共助に関すること。

（鑑識課）

第41条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪鑑識に関すること。
- (2) 鑑識施設の整備及び運営に関すること。
- (3) 鑑識技能検定に関すること。

（科学捜査研究所）

第42条 科学捜査研究所においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 科学捜査についての鑑定及び検査並びに研究及び実験検査に関すること。

（機動捜査隊）

第43条 機動捜査隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機動力を用いた犯罪捜査活動に関すること。
- (2) 事件発生時の初動捜査に関すること。
- (3) 特定の広域重要事件に係る捜査に関すること。

（交通部の分課）

第44条 交通部に、次の5課及び2隊を置く。

交通企画課

交通指導課

交通規制課

転免許管理課

運転免許試験課

交通機動隊

高速道路交通警察隊

（交通企画課）

第45条 交通企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通警察の運営に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 交通安全教育に関すること。
- (3) 安全運転管理者等講習に関すること。
- (4) 地域交通安全活動推進委員に関すること。
- (5) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること（交通指導課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 交通関係機関との連絡に関すること。
- (7) 道路交通の統計及び交通事故の分析に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通部内の他の所掌に属しないこと。

（交通指導課）

第46条 交通指導課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 道路交通関係法令違反の取締りに関すること。
- (2) 交通事件及び交通事故の捜査に関すること。
- (3) 交通反則行為の処理に関すること（会計課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による車両の使用者に対する指示、放置違反金に関する事務及び車両の使用の制限に関すること。
- (5) 暴走族の取締り及び対策に関すること。

（交通規制課）

第47条 交通規制課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通規制及び交通安全施設に関すること。
- (2) 道路使用等の許可に関すること。
- (3) 自動車の保管場所に関すること。
- (4) 交通管制センターに関すること。

（運転免許管理課）

第48条 運転免許管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許に関すること。
- (2) 運転者管理センターに関すること。
- (3) 運転免許の行政処分に関すること。
- (4) 取消処分者講習、停止処分者講習、更新時講習及び高齢者講習並びに違反者講習に関すること。

（運転免許試験課）

第49条 運転免許試験課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運転免許試験及び再試験に関すること。
- (2) 適性検査に関すること。
- (3) 自動車教習所に関すること。
- (4) 原付講習、指定自動車教習所職員講習及び初心運転者講習並びに取得時講習の実施に関する規則（平成6年愛媛県公安委員会規則第5号）第1条の取得時講習に関すること。

（交通機動隊）

第50条 交通機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 交通機動係の教養訓練に関すること。
- (2) 主として機動力による道路交通の取締りに関すること。

（高速道路交通警察隊）

第51条 高速道路交通警察隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 高速自動車国道、今治・小松自動車道及び大洲道路（以下「高速自動車国道等」という。）における交通警察に関すること。
- (2) 高速自動車国道等における犯罪捜査の初動活動その他必要な警察活動に関すること。

（警備部の分課）

第52条 警備部に、次の2課及び1隊を置く。

公安課

警備課

機動隊

（公安課）

第53条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察の運営に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 警備資料の整備及び保存に関すること。
- (3) 警備犯罪の取締りに関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。
- (4) 警備情報（警備課の所掌に属するものを除く。以下この号において同じ。）の収集整理その他警備情報に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、警備部内の他の所掌に属しないこと。

（警備課）

第54条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備警察関係法令の調査及び研究に関すること。
- (2) 極端な国家主義的主張に基づく暴力主義的活動に関する警備情報（外国人に係るものを除く。以下この号において同じ。）の収集、整理その他これらの活動に関する警備情報に関すること。
- (3) 前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。
- (4) 警衛に関すること。
- (5) 警護に関すること。
- (6) 警備方針の策定及びその実施並びに警備実施に関連する犯罪の捜査に関すること（地域課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 災害警備に関すること。
- (8) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

（機動隊）

第55条 機動隊においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警備実施における部隊活動に関すること。
- (2) 集団警ら等部隊活動による警察職務の執行に関すること。

第2款 警察学校

（警察学校）

第56条 警察学校に、校長を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 校長は、警察本部長の命を受け、警察学校の事務を掌理し、当該所属の職員を指揮監督する。

3 警察学校に副校長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。副校長は、警察学校の事務について校長を補佐し、部下職員を指揮監督する。

4 警察学校に、必要に応じ管理官又は調査官を置く。管理官及び調査官については、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

5 警察学校に、校長補佐を置く。校長補佐については、第14条第1項の規定を準用する。

6 警察学校に、必要に応じ指導官及び副参事を置く。指導官については、第14条第2項の規定を、副参事については、同条第3項の規定を準用する。

7 警察学校に、教官を置き、警部若しくは警部補の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。ただし、警察本部長が必要と認めるときは、巡查部長の階級にある警察官をもって充てることができる。

- 8 警察学校に、必要に応じ師範を置く。師範については、第16条の規定を準用する。
- 9 警察学校に、所要の係を置く。係については、第17条の規定を準用する。
- 10 前各項に掲げる職以外の職について必要がある場合は、警察本部長が定める。
- 11 警察学校の運営について必要な事項は、警察本部長が定める。
- 12 警察学校に、図書館を置く。図書館の運営について必要な事項は、警察本部長が定める。

第3款 部の附置機関

(国際対策室)

第57条 警備部に、国際対策室を附置する。

- 2 国際対策室においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 外国人に係る実態把握に関する企画、調査及び調整に関すること。
- (2) 外国人に係る犯罪情報及び捜査に関すること。
- (3) 外国人に係る犯罪捜査に対する協力及び支援に関すること。
- (4) 通訳センターの運営に関すること。

第4款 課又は隊の附置機関

(公安委員会補佐室)

第58条 総務課に、公安委員会補佐室を附置する。

- 2 公安委員会補佐室は、第22条第1号から第3号までの事務をつかさどる。
- 3 公安委員会補佐室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、公安委員会補佐室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(音楽隊)

第59条 広報県民課に、愛媛県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)を附置する。

- 2 音楽隊は、第23条第5号の事務をつかさどる。
- 3 音楽隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 隊長は、上司の命を受け、音楽隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(照会センター)

第60条 情報管理課に、愛媛県警察照会センター(以下「照会センター」という。)を附置する。

- 2 照会センターは、第24条第5号の事務をつかさどる。
- 3 照会センターに、所長を置き、警部の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。
- 4 所長は、上司の命を受け、照会センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(企画室)

第61条 警務課に、企画室を附置する。

- 2 企画室は、第26条第4号から第8号までの事務をつかさどる。
- 3 企画室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、企画室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(犯罪被害者対策室)

第62条 警務課に、犯罪被害者対策室を附置する。

- 2 犯罪被害者対策室は、第26条第10号及び第11号の事務をつかさどる。
- 3 犯罪被害者対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、犯罪被害者対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(施設室)

第63条 会計課に、施設室を附置する。

- 2 施設室は、第28条第3号及び第4号の事務をつかさどる。
- 3 施設室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、施設室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(監査室)

第64条 会計課に、監査室を附置する。

- 2 監査室は、第28条第5号及び第6号の事務をつかさどる。
- 3 監査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、監査室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(健康管理対策室)

第65条 厚生課に、健康管理対策室を附置する。

- 2 健康管理対策室は、第30条第6号の事務をつかさどる。
- 3 健康管理対策室に、室長を置き、警部の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、健康管理対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(ストーカー対策室)

第66条 生活安全企画課に、ストーカー対策室を附置する。

- 2 ストーカー対策室は、第33条第15号及び第16号の事務をつかさどる。
- 3 ストーカー対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、ストーカー対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(通信指令室)

第67条 地域課に、通信指令室を附置する。

- 2 通信指令室は、第34条第6号の事務をつかさどる。
- 3 通信指令室に、室長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 室長は、上司の命を受け、通信指令室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(鉄道警察隊)

第68条 地域課に、愛媛県警察鉄道警察隊(以下「鉄道警察隊」という。)を附置し、鉄道警察隊に派遣所を置く。

- 2 鉄道警察隊は、第34条第7号の事務をつかさどる。
- 3 鉄道警察隊に、隊長を置き、警部の階級にある警察官をもって充てる。
- 4 隊長は、上司の命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理し、

部下職員を指揮監督する。

(航空隊)

第69条 地域課に、愛媛県警察航空隊(以下「航空隊」という。)を附置する。

2 航空隊は、第34条第8号の事務をつかさどる。

3 航空隊に、隊長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

4 隊長は、上司の命を受け、航空隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(少年サポートセンター)

第70条 少年課に、愛媛県警察少年サポートセンター(以下「少年サポートセンター」という。)を附置する。

2 少年サポートセンターは、第35条第6号から第9号までの事務をつかさどる。

3 少年サポートセンターに、所長を置き、警部の階級にある警察官又は事務吏員をもって充てる。

4 所長は、上司の命を受け、少年サポートセンターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(生活安全部特別捜査隊)

第71条 生活環境課に、生活安全部特別捜査隊を附置する。

2 生活安全部特別捜査隊は、第36条第2号の事務をつかさどる。

3 生活安全部特別捜査隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 隊長は、上司の命を受け、生活安全部特別捜査隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(サイバー犯罪対策室)

第72条 生活環境課に、サイバー犯罪対策室を附置する。

2 サイバー犯罪対策室は、第36条第3号及び第4号の事務をつかさどる。

3 サイバー犯罪対策室に、室長を置き、警視若しくは警部の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(刑事指導室)

第73条 捜査第一課に、刑事指導室を附置する。

2 刑事指導室は、第38条第1号から第6号までの事務をつかさどる。

3 刑事指導室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、刑事指導室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(暴力団対策室)

第74条 組織犯罪対策課に、暴力団対策室を附置する。

2 暴力団対策室は、第40条第1号の事務をつかさどる。

3 暴力団対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、暴力団対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(薬物・銃器対策室)

第75条 組織犯罪対策課に、薬物・銃器対策室を附置する。

2 薬物・銃器対策室は、第40条第2号の事務をつかさどる。

3 薬物・銃器対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、薬物・銃器対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(広域機動捜査班)

第76条 機動捜査隊に、広域機動捜査班を附置する。

2 広域機動捜査班は、第43条第3号の事務をつかさどる。

3 広域機動捜査班に、班長を置き、警部の階級にある警察官をもって充てる。

4 班長は、上司の命を受け、広域機動捜査班の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(暴走族対策室)

第77条 交通指導課に、暴走族対策室を附置する。

2 暴走族対策室は、第46条第5号の事務をつかさどる。

3 暴走族対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

4 室長は、上司の命を受け、暴走族対策室の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

第5款 組織及び運営

(組織及び運営)

第78条 科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊並びに警察本部の課の附置機関に係る組織及び運営に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

第3節 警察署

(警察署)

第79条 警察署長は、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 警察署に、副署長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。副署長は、警察署の総括的運営について署長を補佐するとともに、警察署の事務を統制し、部下職員を指揮監督する。

3 警察署に、必要に応じ管理官、調査官又は指導官を置く。管理官、調査官及び指導官については、第13条第2項、第3項及び第14条第2項の規定を準用する。

4 警察署に、別表に定める課及び通信室のほか、必要に応じ街頭犯罪対策隊及び安全・安心推進隊を、課に、必要に応じ分室を置く。

5 課に、課長を置き、警部の階級にある警察官又は警察吏員をもって充てる。課長は、課の事務を掌理し、その担任事務について署長を補佐する。

6 課に、必要に応じ副参事を置く。副参事については、第14条第3項の規定を準用する。

7 警察署に、必要に応じ師範を置く。師範については、第16条の規定を準用する。

8 警察署に、所要の係を置く。係については、第17条の規定を準用する。

9 前各項に掲げる職以外の職について必要がある場合は、警察本部長が定める。

(交番等)

第80条 警察署の下部機構として、交番、警備派出所、検問所又は駐在所を置く。

2 交番に所長、副所長、主任又は交番員を、警備派出所に

所長、副所長、主任又は所員を、駐在所に所長、主任又は所員を置く。所長は警部又は警部補の階級にある警察官を、副所長は警部補の階級にある警察官を、主任は巡査部長の階級にある警察官を、交番員及び所員は巡査の階級にある警察官をもって充てる。

3 警察署に、必要に応じ署所在地を置く。署所在地に、係長、主任又は署所在地員を置き、係長は警部補の階級にある警察官を、主任は巡査部長の階級にある警察官を、署所在地員は巡査の階級にある警察官をもって充てる。

第4節 所掌事務に関する特例措置

(所掌事務に関する特例措置)

第81条 警察本部長は、特に必要があると認められるときは、所属(警察学校を除く。)に対して、その所掌に属さない事務をつかさどることを命ずることができる。

第3章 補則

(委任)

第82条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表(第79条関係)

| 警 察 署 名 | 課 名 |
|---|---|
| 愛媛県松山東警察署 | 警務課 会計課 留置管理課 生活安全課 地域指導課 地域第一課 地域第二課 地域第三課 少年課 刑事第一課 刑事第二課 刑事第三課 交通第一課 交通第二課 警備課 |
| 愛媛県松山南警察署 | 警務課 会計課 留置管理課 生活安全課 地域課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課 |
| 愛媛県四国中央警察署、愛媛県新居浜警察署、愛媛県西条警察署、愛媛県西条西警察署、愛媛県今治警察署、愛媛県松山西警察署、愛媛県伊予警察署、愛媛県大洲警察署、愛媛県八幡浜警察署及び愛媛県宇和島警察署 | 警務課 会計課 生活安全課 地域課 刑事課 交通課 警備課 |
| 愛媛県伯方警察署、愛媛県久万高原警察署、愛媛県西予警察署及び愛媛県愛南警 | 警務課 会計課 |

| | |
|-----|-----------------------|
| 察 署 | 刑事生活安全課 地域課 交通課 |
|-----|-----------------------|

○愛媛県公安委員会規則第4号

愛媛県警察国有物品管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県警察国有物品管理規則等の一部を改正する規則

(愛媛県警察国有物品管理規則の一部改正)

第1条 愛媛県警察国有物品管理規則(昭和39年愛媛県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「本部総務室会計課長」を「本部警務部会計課長」に改める。

第5条第1項中「昭和41年愛媛県公安委員会規則第7号)第2条」を「平成17年愛媛県公安委員会規則第3号)第2章第2節第1款及び第3款」に改め、「分課」の下に「及び部の附置機関」を加え、「および」を「及び」に改める。

(愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則(昭和45年愛媛県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(14)の表保内交番の項及び磯津駐在所の項を次のように改める。

| | | |
|-------|-----------|---------------------------------|
| 保内交番 | 八幡浜市保内町宮内 | 八幡浜市のうち保内町川之石、保内町喜木、保内町須川、保内町宮内 |
| 磯津駐在所 | 八幡浜市保内町磯崎 | 八幡浜市のうち保内町磯崎、保内町喜木津、保内町広早 |

第3条 愛媛県警察の交番等の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表中「三島警察署」を「四国中央警察署」に改める。

別表第1の(4)の表中「東予警察署」を「西条西警察署」に改める。

別表第1の(6)の表中「大三島交番」を「大三島駐在所」に改める。

別表第1の(7)の表大街道交番の項所管区の欄中「永木町一丁目」を「永木町一・二丁目」に改め、「永木町二丁目」を削り、「泉町」の下に「、祇園町、中村一~五丁目、立花一~六丁目、拓川町」を加え、同表素鷲交番の項同欄中「、中村一~四丁目」を削り、同表立花交番の項を削り、同表湯山駐在所の項位置の欄中「松山市食場町」を「松山市末町」に改め、同項所管区の欄中「湯の山東一~五丁目」の下に「、九川」を加える。

別表第1の(8)の表梅津寺駐在所の項を削り、同表高浜交番の項所管区の欄中「高浜町一~六丁目」の下に「、石風呂町、梅津寺町、港山町、新浜町、松ノ木一・二丁目」を加え、同表栗井駐在所の項同欄中「、九川」を削る。

別表第1の(9)の表荏原駐在所の項名称の欄中「荏原駐在所」を「久谷駐在所」に改め、同項所管区の欄中「恵原町」の下に「、浄瑠璃町、久谷町、窪野町」を加え、同表坂本駐在所の項を削る。

別表第1の(10)の表中「(10) 久万警察署」を「(10) 久万高原警察署」に改め、同表久万警察署所在地の項名称の欄中「久万警察署所在地」を「久万高原警察署所在地」に改め、同項所管区の欄中「菅生」の下に「、東明神、西明神、入野」を加え、同表明神駐在所の項及び参川駐在所の項から田渡駐在所の項までを削る。

別表第1の(11)の表上野駐在所の項位置の欄中「伊予市上野」を「伊予市上三谷」に改め、同表中山駐在所の項及び上灘駐在所の項を次のように改め、同表下灘駐在所の項を削る。

| | | |
|-------|----------|--------------------------------------|
| 中山駐在所 | 伊予市中山町中山 | 伊予市のうち中山町中山、中山町出淵、中山町栗田、中山町佐礼谷 |
| 双海駐在所 | 伊予市双海町上灘 | 伊予市のうち双海町高野川、双海町上灘、双海町高岸、双海町大久保、双海町串 |

別表第1の(12)の表に次のように加える。

| | | |
|--------|--------|--|
| 内子交番 | 喜多郡内子町 | 喜多郡内子町のうち内子、知清、論田(稲月) |
| 大瀬駐在所 | 喜多郡内子町 | 喜多郡内子町のうち大瀬南、大瀬東、大瀬北、大瀬中央 |
| 城廻駐在所 | 喜多郡内子町 | 喜多郡内子町のうち城廻、五百木、村前 |
| 立山駐在所 | 喜多郡内子町 | 喜多郡内子町のうち立山、川中、袋口の一部 |
| 河内駐在所 | 喜多郡内子町 | 喜多郡内子町のうち河内、石畳、論田(稲月を除く。)、袋口(立山駐在所の所管区の区域を除く。) |
| 五十崎駐在所 | 喜多郡内子町 | 喜多郡内子町のうち五十崎、大久喜 |
| 平岡駐在所 | 喜多郡内子町 | 喜多郡内子町のうち平岡、重松、宿間、福岡、北表、山鳥坂、只海 |
| 参川駐在所 | 喜多郡内子町 | 喜多郡内子町のうち本川、中川、上川 |
| 小田駐在所 | 喜多郡内子町 | 喜多郡内子町のうち南山、寺村、小田、日野川、大平 |
| 田渡駐在所 | 喜多郡内子町 | 喜多郡内子町のうち立石、吉野川、中田渡、上田渡、白杵 |

別表第1の(13)の表を削る。

別表第1の(14)の表を次のように改める。

(13) 八幡浜警察署

| | | |
|------|----------|--|
| 水上交番 | 八幡浜市字沖新田 | 八幡浜市のうち大谷口一・二丁目、字沖新田、須崎1・2、片山町、本町1・2、大門、横町、海老崎、新栄町、船場通、浜之町、中央、下道1・2、旧役場通、千代田町、新川、昭通、旭町1~3、天神通1・2、大黒町1~5、南大黒町、北大黒町、朝潮橋、戎町、仲之町、新町1~5、琴平町1~3、幸町1~3、東近江屋町1~3、西近江屋町浜通、西近江 |
|------|----------|--|

| | | |
|--------|------------|--|
| | | 屋町1~3、白浜通1~3、喜多町、裁判所通、花園町、大平1~16、緑ヶ丘、津羽井上・下、高野地1~3、栗之浦1~4、矢野町6・7、大島(音泊、江ノ浦、本浦、雉ヶ浦)、佐島、北浜 |
| 白浜駐在所 | 八幡浜市向灘 | 八幡浜市のうち字高城1~5、中浦1~5、大内浦1~5、杖之浦1~4、勘定1~5 |
| 駅前交番 | 八幡浜市江戸岡一丁目 | 八幡浜市のうち江戸岡一・二丁目、広瀬一~四丁目、古町一・二丁目、産業通、国木、八代一丁目、元城団地、字檜谷1~3、駅前1・2、神宮前、東矢野町、神宮通1・2、松蔭町、花小路、愛宕、清水町、矢野町1~5、東新川、大正町、浜田町1~3、山越1・2、南柏1・2、松柏1~7、新和田町1~3、徳雲坊、清滝、清滝下、川筋下・中・上、鯨、千畳、元井、新道、上大峠、下大峠、湯島、牛名、川舞1~4、迫田、王子、人加志、野中、水ノ元 |
| 千丈駐在所 | 八幡浜市郷 | 八幡浜市のうち字鳴滝1・2、古谷、稲ヶ市、木多町1・2、千丈駅前、末広、田浪、新開町、郷中央、郷横畑、郷梨尾、上郷、南裏、川之内上・下、古藪 |
| 双岩駐在所 | 八幡浜市若山 | 八幡浜市のうち若山、釜倉、中津川、布喜川、横平、谷 |
| 川上駐在所 | 八幡浜市川上町川名津 | 八幡浜市のうち川上町川名津、川上町上泊、川上町白石、舌間、合田 |
| 真穴駐在所 | 八幡浜市穴井 | 八幡浜市のうち真網代、穴井 |
| 保内交番 | 八幡浜市保内町宮内 | 八幡浜市のうち日土町、保内町川之石、保内町喜木、保内町須川、保内町宮内 |
| 磯津駐在所 | 八幡浜市保内町磯崎 | 八幡浜市のうち保内町磯崎、保内町喜木津、保内町広早 |
| 伊方駐在所 | 西宇和郡伊方町 | 西宇和郡伊方町のうち大浜、中之浜、仁田之浜、河内、湊浦、小中浦、中浦、川永田、豊之浦、伊方越、亀浦 |
| 町見駐在所 | 西宇和郡伊方町 | 西宇和郡伊方町のうち九町、二見 |
| 瀬戸駐在所 | 西宇和郡伊方町 | 西宇和郡伊方町のうち三机、塩成、足成、大江、志津、小島 |
| 四ツ浜駐在所 | 西宇和郡伊方町 | 西宇和郡伊方町のうち大久、川之浜、田部、神崎、高茂 |
| 三崎駐在所 | 西宇和郡伊方町 | 西宇和郡伊方町のうち三崎、高浦、佐田、大佐田、井野浦、二名津、明神、松、名取、釜木、平磯 |
| 串駐在所 | 西宇和郡伊方町 | 西宇和郡伊方町のうち与侈、串、正野 |

別表第1の(15)の表中「(15) 宇和警察署」を「(14) 西予警察署」に、「宇和警察署所在地」を「西予警察署所在地」に改め、同表に次のように加える。

| | | |
|-------|----------|--------------------------------|
| 三瓶駐在所 | 西予市三瓶町安土 | 西予市のうち三瓶町朝立、三瓶町津布理、三瓶町安土、三瓶町有網 |
|-------|----------|--------------------------------|

| | | |
|--------|-----------|--|
| | | 代、三瓶町和泉、三瓶町鳴山、三瓶町垣生、三瓶町二及、三瓶町長早、三瓶町周木 |
| 三島駐在所 | 西予市三瓶町蔵貴浦 | 西予市のうち三瓶町有太刀、三瓶町蔵貴浦、三瓶町蔵貴、三瓶町皆江、三瓶町下泊 |
| 野村交番 | 西予市野村町野村 | 西予市のうち野村町野村、野村町片川、野村町阿下（大和田を除く。） |
| 溪筋駐在所 | 西予市野村町鳥鹿野 | 西予市のうち野村町白髭、野村町松溪、野村町鳥鹿野、野村町旭、野村町長谷、野村町四郎谷、野村町河西 |
| 中筋駐在所 | 西予市野村町高瀬 | 西予市のうち野村町高瀬、野村町富野川、野村町平野、野村町蔵良 |
| 坂石駐在所 | 西予市野村町予子林 | 西予市のうち野村町阿下（大和田）、野村町釜川、野村町中通川、野村町大西、野村町鎌田、野村町栗木、野村町西、野村町予子林、野村町坂石（唇之口、大領地を除く。） |
| 惣川駐在所 | 西予市野村町惣川 | 西予市のうち野村町舟戸、野村町惣川、野村町小松、野村町大野ケ原 |
| 高川駐在所 | 西予市城川町高野子 | 西予市のうち城川町古市（中津川を除く。）、城川町高野子、城川町川津南 |
| 遊子川駐在所 | 西予市城川町遊子谷 | 西予市のうち野村町坂石（唇之口、大領地）、城川町遊子谷、城川町野井川、城川町嘉喜尾（唇之口、吉野沢）、城川町男河内 |
| 魚成駐在所 | 西予市城川町下相 | 西予市のうち城川町嘉喜尾（唇之口、吉野沢を除く。）、城川町魚成、城川町下相、城川町田穂 |
| 土居駐在所 | 西予市城川町土居 | 西予市のうち城川町土居、城川町古市（中津川）、城川町窪野 |

別表第1の(16)の表を削る。

別表第1の(17)の表城南交番の項所管区の欄中「明倫町」を「明倫町一～五丁目」に改め、同表城北交番の項位置の欄中「宇和島市御幸町二丁目」を「宇和島市和霊公園」に改め、同表来駐在所の項同欄中「宇和島市寄松」を「宇和島市保田」に改め、同表に次のように加え、同表を別表第1の(15)の表とする。

| | | |
|-------|---------|--------------------------------------|
| 鬼北交番 | 北宇和郡鬼北町 | 北宇和郡鬼北町のうち大字北川、奈良、中野川、芝、永野市、近永 |
| 好藤駐在所 | 北宇和郡鬼北町 | 北宇和郡鬼北町のうち大字成藤、国遠、清延、沢松、内深田、東仲、西仲、吉波 |
| 愛治駐在所 | 北宇和郡鬼北町 | 北宇和郡鬼北町のうち大字大宿、生田、清水、畔屋、西野々 |
| 泉駐在所 | 北宇和郡鬼北町 | 北宇和郡鬼北町のうち大字出目、興野々、岩谷、上川、小西野々、小倉 |
| 三島駐在所 | 北宇和郡鬼北町 | 北宇和郡鬼北町のうち大字広見、下大野、小松、久保、延川、川上 |
| 松野駐在所 | 北宇和郡松野町 | 北宇和郡松野町のうち大字松丸、延野々、豊岡、富岡、上家地 |

| | | |
|-------|---------|---|
| 目黒駐在所 | 北宇和郡松野町 | 北宇和郡松野町のうち大字目黒、宇和島市のうち野川（八面山、大久保山、鬼ヶ城山、毛山、梅ヶ成峠を結ぶ線以东） |
| 吉野駐在所 | 北宇和郡松野町 | 北宇和郡松野町のうち大字吉野、蔵生、奥野川 |
| 日吉駐在所 | 北宇和郡鬼北町 | 北宇和郡鬼北町のうち大字父野川下、父野川中、父野川上、上大野、下鍵山、上鍵山、日向谷 |

別表第1の(18)の表を削る。

別表第1の(19)の表中「(19) 御荘警察署」を「(16) 愛南警察署」に、「御荘警察署所在地」を「愛南警察署所在地」に改める。

別表第2中「東予警察署小松検問所」を「西条西警察署小松検問所」に、「宇和警察署江良検問所」を「西予警察署江良検問所」に改める。

（愛媛県道路交通規則の一部改正）

第4条 愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表21の項区間の欄中「西宇和郡保内町宮内2番耕地 134番1地先から同郡三崎町三崎字ハマ2000番2」を「八幡浜市保内町宮内2番耕地 134番1地先から西宇和郡三崎町三崎字ハマ2000番2」に改め、同表25の項同欄中「西宇和郡保内町宮内2番耕地 134番1地先」を「八幡浜市保内町宮内2番耕地 134番1地先」に改める。

第5条 愛媛県道路交通規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加え、同項第12号中「第18条の4」を「第18条の5」に改める。

ただし、法第89条第1項に規定する免許の申請（法第97条の2第1項又は第3項の規定により法第97条第1項第2号及び第3号に規定する運転免許試験が免除されるものに限る。）、法第101条第1項に規定する免許証の更新申請書の提出、法第101条の2第1項に規定する更新期間前における免許証の更新の申請、法第104条の4第1項に規定する免許の取消しの申請、同条第5項に規定する運転経歴証明書等の交付申請及び施行規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。

第1条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加え、同条第3項中「を経由する」を「又は大洲警察署内子交番、西予警察署野村交番若しくは宇和島警察署鬼北交番（以下「内子交番等」という。）を経由する」に改める。

ただし、第5号の申請にあっては、喜多郡内子町に住所地を有する者は大洲警察署内子交番を、西予市野村町又は同市城川町に住所地を有する者は西予警察署野村交番を、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に住所地を有する者は宇和島警察署鬼北交番を経由することができる。

第13条第4項第5号中「第29条第1項第2号」を「第29

条第1項第4号」に改める。

第24条の6第2項の表中「警察署」の下に「及び内子交番等」を加える。

別表21の項区間の欄中「西宇和郡三崎町三崎字ハマ2000番2」を「西宇和郡伊方町三崎字ハマ2000番2」に改める。

別記様式第10号中「併行」を「平行」に、「斜駐車」を「斜め駐車」に改める。

(愛媛県警察署協議会条例施行規則の一部改正)

第6条 愛媛県警察署協議会条例施行規則(平成13年愛媛県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「愛媛県三島警察署協議会」を「愛媛県四国中央警察署協議会」に、「愛媛県東予警察署協議会」を「愛媛県西条西警察署協議会」に、「愛媛県久万警察署協議会」を「愛媛県久万高原警察署協議会」に改め、同表愛媛県内子警察署協議会の項から愛媛県御荘警察署協議会の項までを次のように改める。

| | |
|--------------|-----|
| 愛媛県八幡浜警察署協議会 | 8人 |
| 愛媛県西予警察署協議会 | 8人 |
| 愛媛県宇和島警察署協議会 | 12人 |
| 愛媛県愛南警察署協議会 | 6人 |

第7条 愛媛県警察署協議会条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表愛媛県伯方警察署協議会の項委員の定数の欄中「9人」を「6人」に改める。

(愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則の一部改正)

第8条 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例施行規則(平成13年愛媛県公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「、九川」を削る。

(更新時講習の実施に関する規則の一部改正)

第9条 更新時講習の実施に関する規則(平成14年愛媛県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「する警察署」の下に「(喜多郡内子町に居住している者は大洲警察署内子交番、西予市野村町又は同市城川町に居住している者は西予警察署野村交番、北宇和郡松野町又は同郡鬼北町に居住している者は宇和島警察署鬼北交番を含む。)」を加える。

(警備業法施行細則の一部改正)

第10条 警備業法施行細則(平成15年愛媛県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表13を同表14とし、同表12を同表13とし、同表11中「のうち瀬戸町及び三崎町」を「伊方町(大浜、中之浜、仁田之浜、河内、湊浦、小中浦、中浦、川永田、豊之浦、伊方越、亀浦、九町及び二見を除く。)」に改め、同表11を同表12とし、同表10を同表11とし、同表9中「、中山町及び双海町」を削り、同表9を同表10とし、同表8を同表9とし、同表7を同表8とし、同表6を同表7とし、同表5を同表6とし、同表4の次に同表5として次のように加える。

5 伊予市のうち中山町及び双海町の区域

附 則

この規則中、第1条、第3条、第5条、第6条及び第8条から第10条までの規定は平成17年4月1日から、第2条及び第4条の規定は同年3月28日から、第7条の規定は同年6月1日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第7号

愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例第14条第1項の規定に基づく暴走行為助長禁止重点区域の指定(平成14年3月愛媛県公安委員会告示第5号)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年3月25日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

表14の項暴走行為助長禁止重点区域の欄中「伊予郡双海町大字上灘字小網甲6134番5地先」を「伊予市双海町上灘字小網甲6134番5地先」に、「同町大字高岸字宮ノ前甲1307番1地先」を「同市双海町高岸字宮ノ前甲1307番1地先」に改める。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第1号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月25日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程(昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表1古物営業法(昭和24年法律第108号)の項の次に次のように加える。

| | |
|------------------------------|--------------------------------------|
| 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号) | 1 第29条第2項の規定による盗品売買等防止団体に係る承認の取消しの公示 |
|------------------------------|--------------------------------------|

別表1愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)の項専決事項の欄中「第17条」を「第18条」に、「第22条第1項」を「第23条第1項」に、「第22条第3項」を「第23条第3項」に、「第22条第4項」を「第23条第4項」に、「第23条第1項」を「第24条第1項」に、「第24条本文」を「第25条本文」に改める。

別表2の1の(3)の表古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)の項法令の欄中「(平成7年国家公安委員会規則第10号)」を削り、同項専決事項の欄に次のように加える。

- 8 第22条第1項の規定による承認申請書の受理
- 9 第23条の規定による盗品売買等防止団体に係る承認
- 10 第24条第1項の規定による盗品売買等防止団体に係る承認の通知及び公示
- 11 第24条第2項の規定による盗品売買等防止団体に係る不承認の通知

- 12 第25条第1項の規定による変更届出書の受理
 - 13 第25条第3項の規定による変更しようとする年月日及び事項の公示
 - 14 第25条第4項の規定による変更後の事項を記載した書類の受理
 - 15 第25条第5項の規定による業務規程又は情報管理規程の変更の認可
 - 16 第26条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の受理
 - 17 第26条第2項の規定による事業報告書及び収支計算書の受理
 - 18 第26条第3項の規定による盗品売買等防止団体に対する報告又は資料の提出要求
 - 19 第27条の規定による盗品売買等防止団体に係る是正又は改善の勧告
 - 20 第28条第1項の規定による廃止届出書の受理
 - 21 第28条第3項の規定による廃止届出書の提出の公示
- 別表2の2の(1)の表愛媛県情報公開条例の項を削る。
 別表2の2の(4)の表を削る。
 別表2の2の(3)の表特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第12号）の項の次に次のように加え、同表を別表2の2の(4)の表とする。

| | |
|-----------------------------|--|
| 銃砲刀剣類所持等取締法 | <ul style="list-style-type: none"> 1 第5条の3第1項の規定による講習会の開催（第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者を対象に行う講習会。以下「初心者講習」という。） 2 第5条の3第2項の規定による講習修了証明書の交付（初心者講習に限る。） 3 第5条の3第3項（第5条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による講習修了証明書の記載事項の変更等の届出の受理及び書換え又は再交付（初心者講習に限る。） 4 第5条の4第1項の規定による技能検定の実施及び技能検定に使用する猟銃の指定 5 第5条の4第2項の規定による合格証明書の交付 6 第5条の4第3項において準用する第4条の2第1項の規定による技能検定に係る申請の受理 7 第14条第4項の規定による銃砲又は刀剣類の登録通知の受理 8 第16条第2項の規定による銃砲又は刀剣類の登録証の返納通知の受理 9 第17条第3項の規定による登録を受けた銃砲又は刀剣類の譲受、相続、貸付又は保管委託の届出通知の受理 10 第18条の2第3項の規定による刀剣類製作承認通知の受理 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） | <ul style="list-style-type: none"> 1 第5条の8第2項の規定による講習会の日時等の公表（初心者講習に限る。） 2 第5条の11第1項の規定による技能検定の日時及び場所その他技能検定に関する事項の通知 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> 3 第5条の11第1項の規定による技能検定の受検申請の却下 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号） | <ul style="list-style-type: none"> 1 第5条第2項の規定による推薦取消し通知の受理 2 第11条の16（第11条の28において準用する場合を含む。）の規定による教習射撃場指定申請書の記載事項変更届出書の受理 |
| 指定射撃場の指定に関する内閣府令 | <ul style="list-style-type: none"> 1 第13条の規定による指定射撃場指定申請書の記載事項変更届の受理 |
| 火薬類取締法 | <ul style="list-style-type: none"> 1 第19条第5項の規定による都道府県公安委員会間の連絡 |
| 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号） | <ul style="list-style-type: none"> 1 第74条第1項の規定による高圧ガス製造許可等の通報の受理 |
| 消防法（昭和23年法律第186号） | <ul style="list-style-type: none"> 1 第11条第7項の規定による危険物製造所等許可の通報の受理 |
| 武器等製造法（昭和28年法律第145号） | <ul style="list-style-type: none"> 1 第28条の規定による武器等製造許可等の通報の受理 |
| 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> 1 第59条の2第10項（第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定による運搬証明書の再交付申請の受理及び運搬証明書の再交付 2 第59条の2第13項（第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県公安委員会間の連絡 |
| 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号） | <ul style="list-style-type: none"> 1 第17条の5の2の規定による不要となった運搬証明書の返納の受理 2 第17条の5の3第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等 3 第17条の5の3第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知 4 第17条の5の3第1項第3号の規定による都道府県公安委員会間の連絡 5 第17条の5の3第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更届出の代理受理等 |
| 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 | <ul style="list-style-type: none"> 1 第18条の2第5項の規定による放射性同位元素等運搬届出の受理 2 第18条の2第10項の規定による都道府県公安委員会間の連絡 |
| 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第259号） | <ul style="list-style-type: none"> 1 第17条の2の2第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への届出の代理受理 2 第17条の2の2第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知 3 第17条の2の2第3号の規定による都道府県公安委員会間の緊密な連絡 |

| | |
|---|--|
| 放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和56年総理府令第30号） | <ol style="list-style-type: none"> 1 第2条第2項の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への放射性同位元素等運搬届出書の代理受理 2 第2条第4項の規定による放射性同位元素等運搬届出書の交付 3 第3条第2項の規定による放射性同位元素等運搬指示書の交付 4 第5条の規定による運搬の状況及び事故の状況の報告徴収 |
| 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 | <ol style="list-style-type: none"> 1 第17条第5項の規定による都道府県公安委員会間の連絡 |
| 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令（平成7年政令第192号） | <ol style="list-style-type: none"> 1 第3条の2の規定による運搬証明書の書換え 2 第3条の3の規定による運搬証明書の再交付 3 第3条の4の規定による不要となった運搬証明書の返納の受理 4 第3条の5第1項第1号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への代理受理等 5 第3条の5第1項第2号の規定による出発地公安委員会による他の関係公安委員会への指示内容の通知 6 第3条の5第1項第3号の規定による都道府県公安委員会間の連絡 7 第3条の5第2項の規定による一の関係公安委員会による他の関係公安委員会への運搬証明書の記載事項変更の届出の代理受理等 |

| | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 10 第13条後段の規定による公開請求者に対する期限の特例の適用の通知 11 第14条第1項前段の規定による他の実施機関との事案移送の協議 12 第14条第1項前段の規定による他の実施機関（警察本部長に限る。）への事案の移送 13 第14条第1項後段の規定による公開請求者に対する事案移送の通知 14 第14条第3項後段の規定による移送を受けた実施機関に対する協力 15 第15条第1項の規定による第三者に対する意見聴取の通知及び第三者からの意見聴取 16 第15条第2項本文の規定による第三者に関する情報が記録されている公文書の当該第三者に対する公開の通知及び当該第三者の意見聴取 17 第15条第3項後段の規定による第三者に対する公開の決定の通知 18 第16条第3項の規定による公文書を複写した物により行う公文書の公開 19 第19条の規定による不服申立人及び参加人に対する諮問をした旨の通知 20 第32条第2項の規定による公文書の検索資料の作成及び提供 | |
|---|--|

別表2の2の(5)の表中「捜査第二課長」を「組織犯罪対策課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表1古物営業法（昭和24年法律第108号）の項の次に次のように加える改正規定及び別表2の1の(3)の表の改正規定は、公布の日から施行する。

別表2の2の(2)の表を別表2の2の(3)の表とし、別表2の2の(1)の表の次に次の1表を加える。

(2) 広報県民課長

| 法令 | 専決事項 |
|-----------|---|
| 愛媛県情報公開条例 | <ol style="list-style-type: none"> 1 第6条第1項の規定による公開請求書の受理 2 第6条第2項前段の規定による公開請求書の補正の要求 3 第6条第2項後段の規定による公開請求書の補正の参考となる情報の提供 4 第11条第1項の規定による公文書の全部又は一部の公開の決定（過去の公開請求に係る公文書について、従前と同様の決定を行う場合に限る。） 5 第11条第1項の規定による公文書の公開の決定の通知 6 第11条第2項の規定による公文書の非公開（第10条の規定により公開請求を拒否する場合及び公開請求に係る公文書を保有していない場合を含む。）の決定（過去の公開請求に係る公文書について、従前と同様の決定を行う場合に限る。） 7 第11条第2項の規定による公文書の非公開の決定の通知 8 第12条第2項前段の規定による公開決定等の期間の延長 9 第12条第2項後段の規定による公開決定等の期間の延長の通知 |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|